

物品設置規則

1. 対象

健やか隊員およびすこやかサポート事業所の健康講座や職員等の体組成測定などの健康増進を目的とした活動を対象とする。

2. 対象者

以下の3つの項目の内、2つにあてはまること

- ① 健やか隊員が配置されている事業所またはすこやかサポート事業所であること
- ② 健やか隊員フォローアップ研修にて機器の使用方法を学んでいること
- ③ 設置する測定機器の使用方法を習得しており、年1回健康教室にて測定後の保健師による説明を受けること

3. 設置期間

設置期間は原則として平日3日間（設置日・回収日を含む）とする。

※土日、祝日をはさむ設置は禁止とする。

4. 申し込み

- ・むつ市健康づくり推進課へ健康測定機器の空き状況を確認し、仮予約する。
- ・物品借用申請書に必要事項を記入の上、持参あるいはFAXにて申込みとする。
むつ市健康づくり推進課へ提出する。
- ・申込期間は、原則使用月の1か月前から借用日の1週間前までとする。
※予約は先着順とする。ただし、新規活動に対して優先的に設置を行う。

5. 設置と回収

- ・設置・回収時間は9:00～16:00（土日・祝日を除く）とする。
- ・設置及び回収時には必ず用具の数量・状態についての確認を受けること。
- ・回収の際は設置を受けたときの状態になっていることを市職員と確認すること。

6. 注意事項

- ・また貸しをしないこと。
- ・営利目的の場合には貸出を認めない。
- ・丁寧な取扱いをすること。
- ・動作方法等は市職員と習得すること。
- ・設置及び回収時間は希望通りにならない可能性があります。

令和5年4月
むつ市 健康づくり推進課

お問い合わせ

むつ市 健康づくり推進課

〒035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

TEL：0175-22-1111（内線：2572）

FAX：0175-22-5044